



# とよしん

## 海外貿易投資ニュース

### 増加する中国の投資、多様化する日本の投資(インドネシア)

インドネシア投資調整庁(BKPM)によると、2017年の外国直接投資(FDI)受け入れ実績は前年比11.3%増の322億3,980万ドルだった。国・地域別にみると、日本は輸送機器の割合が2割まで減る一方で電気・ガス・水道や不動産関連が増加していることが分かった。他方、中国が急増し、金属・機械・電機が大半を占めた。

＜2017年の外国投資は前年比11.3%増＞

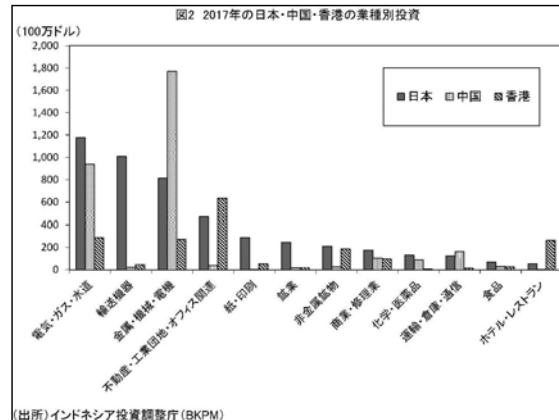
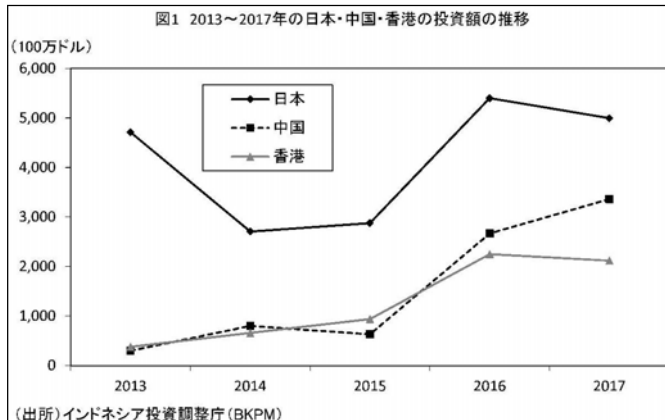
BKPMが発表(1月30日)した投資統計によると、2017年のFDIは、前年比11.3%増の322億3,980万ドルだった。国・地域別ではシンガポールが最も多く84億4,160万ドル、日本(49億9,620万ドル)、中国(33億6,120万ドル)、香港(21億1,650万ドル)が続いた(表参照)。業種別にみると、鉱業(43億7,590万ドル)、電気・ガス・水道(42億4,140万ドル)、金属・機械・電機(37億8,160万ドル)、不動産(28億7,370万ドル)の順に多かった。

＜増加する中国投資＞

前年比の伸び率をみると、中国(香港を除く)は前年比で26.1%増加したが、一方で、日本は7.5%減少と中国の伸びが顕著だった。日本の投資額は中国を上回っているものの、その差は徐々に縮まっている(図1参照)。他方、日中両国による投資額を業種別にみると、競合している分野はまだ多くないようだ。日本は二輪・四輪など輸送機器が中心であるのに対し、中国は精錬所など金属・機械・電機が大半を占める(図2参照)。報道によると、中国からの最大の投資は、東南スラウェシ州におけるフェロニッケルの大規模精錬所で、総投資金額は約40億ドルに上る。中国による投資を国内地域別にみるとスラウェシ島が56.0%と最も多いのに対して、日本はジャワ島が87.8%と対照的だ。今のところ両国の投資地域に大きな重なりはない。ただし、既に競合が始まっている分野も存在する。四輪車については、2017年7月に上海通用五菱汽車(ウーリン)が日本車と競合する7人乗りMPV(多目的車)の現地製造・販売を開始し、通年で5,050台を販売した。また、近年日本からの投資が増えている不動産開発では、2017年までに中国の有力ディベロッパーである華夏幸福基業(CFLD)が、地場不動産大手アグン・ポドモロの土地を買収し、西ジャワ州で本格的に工業団地及びタウン開発に乗り出している。地元紙によると、投資総額は1億ドルと伝えられている。発電所建設についても、バンテン州、ベンクル州で独立系発電事業者(IPP)として中国企業が参入している。

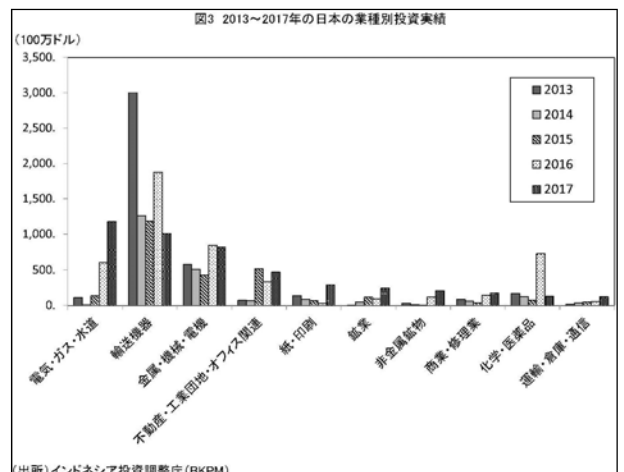
国・地域	件数	金額	構成比
シンガポール	5,951	8,441.6	26.2
日本	3,646	4,996.2	15.5
中国	1,977	3,361.2	10.4
香港	1,157	2,116.5	6.6
韓国	3,274	2,024.6	6.3
米国	625	1,992.8	6.2
オランダ	871	1,489.4	4.6
マレーシア	1,537	1,213.6	3.8
モリシャス	236	1,056.6	3.3
英領バージン諸島	1,109	844.8	2.6
その他	5,874	4,702.5	14.6
合計	26,257	32,239.8	100.0

(出所)インドネシア投資調整庁(BKPM)



＜日本の投資は多様化＞

日本による投資は、前年に続き国・地域別で2位を維持しているが、その業種別内訳は多様化している。従来、中心であった二輪・四輪関係は現地マーケットが足踏みをしていることから、各社とも大型の投資はみられない。2013年には投資総額の6割を占めた輸送機器の比率は年々減少し、2017年は2割にとどまった。代わって電気・ガス・水道や不動産・工業団地が増加した(図3参照)。電気・ガス・水道については中部ジャワ州でJパワーや伊藤忠商事が出資する大型火力発電所などが建設段階に入っており、今後も投資実績が伸びると考えられる。また不動産・工業団地については、東急不動産や三菱商事がジャカルタ首都圏で分譲マンションの建設を進行中だ。投資総額に占める割合は少ないものの、運輸・倉庫・通信も増加傾向にある。近年、食品分野で冷蔵・冷凍物流(コールドチェーン)のニーズが高まっていることから、2017年には川西倉庫が冷蔵冷凍定温倉庫を稼働させたほか、三菱倉庫も食品の調理施設を備えた配送センターを竣工(しゅんこう)するなど、動きが活発化している。



ダナン・ハイテクパークに対する優遇措置を定めた政令が施行(ベトナム)

ベトナム政府は、中部・ダナンのダナン・ハイテクパーク(以下、ハイテクパーク)に対する優遇政策を規定した政令04/2018/ND-CPを打ち出した。

<法人税、土地リース料などで魅力的な優遇措置に>  
同政令によると、製造業でハイテクパークに進出する場合、新規投資プロジェクトを実施する企業は法人税として優遇税率10%が15年間(大規模投資の場合は30年間)適用され、4年間の法人税免除とその後9年間は5%という税率が適用されるなど、さまざまな優遇措置がある(表参照)。中でも、通常の工業団地と比べての最大の魅力は、国に支払う土地リース料の免除だ。一般に、工業団地における土地のリースは、工業団地開発会社が国から土地のリースを受け、土地を造成インフラを整備した上で、入居企業にサブリースするかたちを取る。入居企業からみれば、工業団地開発業者から土地のリースを受けているが、もともとは、国からリースを受けている土地であるため、国への土地リース料が発生する。この土地リース料は、工業団地との契約により、入居企業による負担となる場合が多い。免除がない場合の土地リース料(注)は、年間1平方メートル当たり0.31ドル(一括払いの場合)、もしくは0.45ドル(年払いの場合)だ。仮に一括払いで50年間の土地リースを受けた場合、土地リース料は1平方メートル当たり15.5ドルで、これが全期間免除されることはコスト面で大きなメリットだ。



(写真左)パーク内の幹線道路は整備済み、(写真右)奥の建物は日系企業による工場(ジェトロ撮影)

<入居にはハイテク認定が必要>

ハイテクパークに製造業として進出するには、政府決定66/2014/QD-TTg、政府決定13/2017/QD-TTgに基づき、投資プロジェクトにおける技術・製品がハイテクであると認められ、また、同プロジェクトが科学技術省決定27/2006/QD-BKHNCNに基づいて、研究開発などに関する指標を満たすことも必要だ。認定・審査手続きは、ダナン市人民委員会や大学教授などからなる評価委員会が行う。ハイテクパーク管理委員会によると、書類が整っていれば、1週間程度で完了するケースもあるという。

<労働者確保に向けた環境整備に進捗>

政令04/2018/ND-CPでは、国、ダナンの予算を活用し、2020年までの早期にインフラへの投資を完了させることが目指されている。現在、特にハイテクパーク周辺には住宅地が少ないため、労働者を集めやすい環境の整備が重要だ。ハイテクパークからダナン市街地までをショートカットする道路が建設中で、2018年4月ごろに完成が予定され、ダナン市街地からの所要時間は現在の約40分から約25分に短縮される見込みだ。また、ハイテクパーク内には居住エリアも計画され、さらには、ハイテクパークに隣接するかたちでダナン市が労働者向けのアパートを建設する計画もある。ダナン・ハイテクパークは、2010年設立。ハノイ市のホアラク・ハイテクパーク(1998年設立)、ホーチミン市のサイゴン・ハイテクパーク(2002年設立)に続く、国内で3番目のハイテクパーク。ダナン市街地から北西へ22キロ、車で約40分の距離にある。総面積は約1,130ヘクタールで、ハイテク生産エリア、研究開発エリア、行政エリアなどから構成。現在までに10件、2億5,000万ドルの投資プロジェクトが認可を取得し、うち日系企業による2件が既に稼働している。

(注)現在、同土地リース料は見直し中で、今後改定される可能性がある。

(出所:ジェトロビジネス短信2018年4月16日 c334ad0b040f6f7b 「ダナン・ハイテクパークに対する優遇措置を定めた政令が施行(ベトナム)」)

法人税の優遇	新規投資プロジェクトを実施する企業は優遇税率10%を15年間適用される。さらに、ハイテクパーク内で3兆ドン(約150億円、1ドン=約0.005円)以上の資本規模を有する投資プロジェクトに対しては優遇税率10%が30年間にわたり適用される。 ※ホアラク・ハイテクパークの場合、優遇税率が30年間適用されるための条件は4兆ドン(2017年8月23日記事参照)。
法人税の減免	ハイテクパーク内で新規投資プロジェクトを実施する企業は4年間の法人税の免除とその後9年間の50%減税を適用される。
土地リース料の優遇	投資に関する法令で定める「投資特別優遇分野リスト」に該当するプロジェクトは、投資実施期間の全期間にわたり土地リース料が免除される。ハイテクパーク管理委員会によると、具体的には「投資発展が優先されるハイテク技術のリストおよび発展が奨励されるハイテク製品のリスト」について定めた政府決定66/2014/QD-TTg(政府決定13/2017/QD-TTgにて補足)に基づき投資プロジェクトが対象となる。 ※土地リース料が免除される場合でも、土地収用保障費を入居企業が負担する必要がある。ハイテクパーク管理委員会によると、具体的な金額は現在、算定中だが数万ドン程度となる見込み。
インフラ使用料の免除	インフラ使用料(～0.2ドル/㎡/年)が最初の2年間免除される。 ※インフラ使用料は土地やインフラの整備・維持に対する対価であり、電気料金、排水処理料金などは含まれずそれらは別途支払う必要がある。
非農地使用料の免除	全期間に対して非農地使用料が免除される。
関税に関する優遇	投資プロジェクトの固定資産の形成のための輸入に対する関税が免除されるとともに、生産開始日から5年間は、ベトナム国内で生産できない原料、物資、部材の輸入に対する関税が免除される。
ビザに関する優遇	ハイテクパーク内で働く外国人投資家や専門家、労働者およびその家族(父母、配偶者、18歳未満の子供)に対しては必要な数次ビザが発給される。

(出所)政令04/2018/ND-CPおよび、ハイテクパーク管理委員会へのヒアリングを基に作成

**外貨両替は、とよしんへ！当金庫では17通貨を取扱っています。**

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
グローバル人材フェア in 名古屋	名古屋	ジェトロ
ミャンマー ビジネス・投資セミナー in 名古屋	名古屋	駐日ミャンマー連邦共和国大使館、 在名古屋ミャンマー連邦共和国名誉領事館
専門家との連携等による米国向け販路開拓支援のご案内	——	信金中央金庫
スペイン・ビジネス・セミナー in グレーター・ナゴヤ	名古屋	スペイン大使館 経済商務部
ベトナム・ホーチミン投資セミナー	名古屋	ベトナムフェスティバル2018in愛知名古屋実行委員会、ホーチミン市、愛知県、名古屋市、ジェトロ



国際業務部

〒471-8601  
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213